

令和3年9月28日

各保育所（園）長 様  
各地域型保育事業者 様

北九州市子ども家庭局長  
清田 啓子

## 緊急事態宣言の解除に伴う家庭保育の協力依頼及び 家庭保育した日の保育料日割り減免の終了について

令和3年9月30日(木)をもって、福岡県における「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域の指定は解除される見込みとなりました。

このため、8月26日(木)から実施していた家庭保育への協力依頼、及び家庭保育した日の保育料の日割り減免については、9月30日(木)限りで終了いたします。

しかしながら、市内における最近の感染状況は、第5波といわれる7月下旬から9月中旬までの一時期と比べ、大幅に改善してはおりますが、再び感染拡大が生じてもおかしくない、予断を許さない状態です。

各施設におかれましては、令和3年4月13日付で依頼いたしました市の通知(別添)「保育所等における感染予防について(依頼)」の内容にご留意のうえ、引き続き、感染拡大防止に取り組むとともに、保育の提供を行っていただきますようお願いいたします。

<添付資料>

### 【市通知】

- ・保育所等における感染予防について(依頼) [令和3年4月13日]
- ・緊急事態宣言の解除に伴う家庭保育の協力依頼及び家庭保育した日の保育料日割り減免の終了について(保護者宛て) [令和3年9月28日]

<問い合わせ先>

北九州市子ども家庭局 保育課  
電話:582-2412